



識者談話

熊本一規氏

明治学院大教授

漁業権有無が争点に

今回、県が提起する裁判は直接的に工事の差し止めを求める手法ではなく、漁業権の存在を確認する方向から提起するものだ。

県漁業調整規則は漁業権の設定されている漁場内で岩礁を破砕する際、

漁業権の存在を確認すること、間接的に工事を止める効果を生む。

工事の差し止めを直接求めた場合、漁業者ではない県は具体的に侵

裁判では漁業権の有無が大きな争点になるだろう。水産庁は今回、県の2回にわたる照会に対し、全く論点が違う判例や法律を持ち出している。

水産庁は漁業権の免許を受けた漁業協同組合が一部放棄を決議した場合、知事の変更免許は必要ないとしている。

には知事の許可を受けるよう求めている。辺野古周辺海域における国の岩礁破砕許可の期限が切れ、国が本体工事に着手し、岩礁破砕を伴う違法行為が差し迫る中、国は漁業権の存在する海域で許可なしに岩礁破砕

害される権利がないため、権利を侵害されたとは言にくい側面があった。

今回、県が提起する公法上の法律関係を確認するやり方は理にかなっ

しかし、漁業権は免許という行政行為により設定されており、免許内容が免許を受けた者の意思決定で変わることはない。免許内容を変更するには新たな行政行為(変更免許)で行う必要がある。(漁業法)